

山口県警察証拠品管理要綱

平成21年10月27日
山口刑企第553号
山口警務第840号
山口生企第885号
山口交企第543号
山口備公第352号

(概要)

本通達は、犯罪捜査に関して押収した証拠品の取扱い及び保管について、必要な事項を定めるところにより、証拠品の適正な管理について、規定したものである。

この要綱には、

証拠品の取扱要領

証拠品の出納要領

証拠品関係書類の取扱要領

等が規定されている。